

地方中小自治体における総合評価導入に関する意識調査

足利工業大学 正会員 ○藤島 博英  
 足利工業大学 正会員 築瀬 範彦

1. はじめに

平成17年4月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、品確法）制定以降、地方自治体における総合評価方式による入札制度（以下、総合評価）の導入割合が年々増加傾向を示していた。

しかし、平成24年に公表された、「公共工事入札契約適正化法に基づく入札契約実施状況調査」<sup>1)</sup>（以下、入契法による調査）によると、総合評価を導入した地方自治体は、平成22年度の63.1%に比べ平成23年度は63.6%であり、頭打ちの傾向が出ている。

また、指定都市を除く市区町村（以下、基礎自治体）の内、本格的に総合評価を導入した基礎自治体は1割未満であり、約6割は、年間1~2件程度の実施に留まっている<sup>2)</sup>。

多くの基礎自治体において、総合評価の実施が試行的であるという実態は、品確法に基づき、透明性・公平性を重視した入札制度が設計・導入されたものの、制度が機能するための制度的な条件整備が、十分に行われてこなかったことが原因であると考えられる。

本研究は、基礎自治体の制度の運用面から問題点を明らかにし、ひいては総合評価の更なる普及・拡大に寄与することを目的とし、アンケート調査を実施した。

本稿は、総合評価を導入する際に影響を与えた要因および総合評価実施における導入効果に関する意識調査結果を報告する。

2. 調査の概要

「入契法による調査」において、平成23年9月現在、「総合評価方式の導入状況」に関して、「本格導入」と回答した指定都市を含む173市区町村および茨城、栃木、群馬の全市町村を対象とした（表1参照）。

回答のあった138自治体の内、本格導入58自治体、試行導入58自治体の回答をもとに、分析を行ったものである。

3. 総合評価導入の動機

設問「総合評価を本格導入する際、最も影響したこ

表1 アンケート調査概要

区分	内容
アンケート対象	273 市区町村（北関東 105 市区町村および総合評価本格実施市区町村）
調査日	平成24年11月
調査方法	郵送調査法（一部、E-mail 回収）
回答数, 回収率	138 自治体, 50.5%

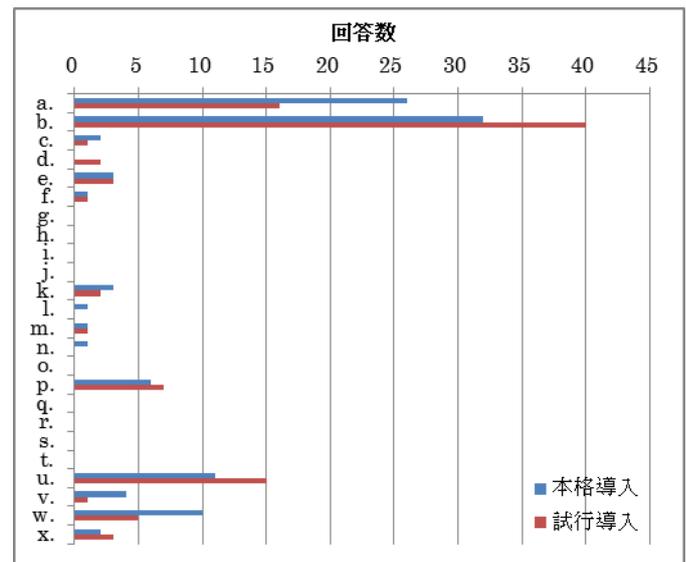


図1 総合評価導入の動機（複数回答）

とは何ですか. 影響が高いと思われた項目すべてに○をつけてください.」に対する回答結果を、図 1 に示す. ただし、試行中の自治体に対しては、試行導入に際して、影響した項目に関して回答を得た.

総合評価導入の動機は、一部の自治体において、品確法が制定された要因の一つである、適切な技術力を持たない者が施工することによる不良工事の発生等、工事の品質低下を危惧しているとの回答はある. しかし、本格・試行導入に関係なく、約 8 割の自治体において、導入のきっかけは、国や都道府県による要請によるものである. 特に、都道府県の影響が強く、近隣の自治体の状況を見ながら導入した自治体も多い.

4. 総合評価の試行期間における導入効果

設問「試行期間においてどのような効果がありましたか.」に対する回答結果を、図 2 に示す.

本格導入自治体においては、総合評価のメリットである、「a.総合評価対象工事の工事成績が上がった」、  
「b.技術提案及び創意工夫の活用ができた」、  
「d.くじによる落札者決定の回避に効果的であった」、  
「e.不良不適格業者を排除できた」(図中、太字)のように、工物品質向上に関する効果を上げている. 一方、試行導入自治体においては、「l.工事業者の能力を適切に評価ができた」、  
「k.地域の建設業者の役割を適切に評価することが可能となった」、  
「j.災害協定等、色々な面で協力が得られた」、  
「m.評価の客観性・統一性を確保ができた」等 (図中、下線)、評価基準や発注者の地元建設業に対する重要性の再認識に対する回答が高い. しかし、「u.効果なし」に示す通り、総合評価実施において、1.5 割の自治体は効果を感じていない.

5. まとめ

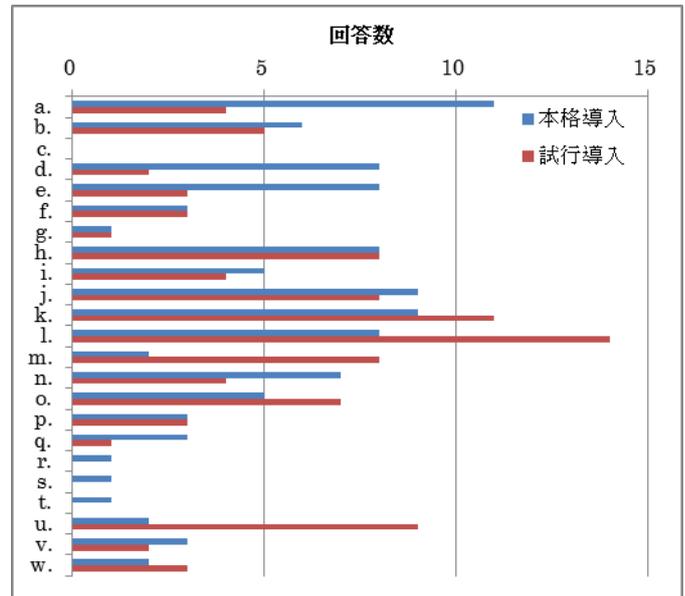
多くの基礎自治体において、指名競争入札による発注が中心である<sup>3)</sup>. そのため、一般競争入札実施による価格競争の激化、工物品質の低下、下請けに対する

しわ寄せ等の明確な問題意識は低いままに、総合評価を導入している現状が確認できた. また、総合評価を本格導入した自治体において、工物品質の向上等、導入の効果は認めているものの、試行導入自治体においては、総合評価による発注件数も少なく、その効果を確認するレベルに至っていない実態が明らかになった. 基礎自治体においても総合評価を含む一般競争入札の拡大を求められている中、今後、より一層積極的な取組を期待する.

謝辞 アンケートの実施にあたり、調査にご協力いただいた地方自治体の担当者の方々にお礼申し上げます.

参考文献

1)国土交通省・総務省・財務省：入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について,平成 24 年 6 月 25 日  
 2)国土交通省関東地方整備局, 関東地方整備局の実施方策, [http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000007311.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000007311.pdf)  
 3)藤島, 築瀬：地方中小自治体における総合評価方式による入札制度導入の実態に関する研究, 土木学会論文集 F4 (建設マネジメント) Vol. 67, No.4 特集号, pp.I\_239-I\_250,平成 23 年 12 月



- a. 総合評価対象工事の工事成績が上がった
- b. 技術提案及び創意工夫の活用ができた
- c. 不調・不落が減った
- d. くじによる落札者決定の回避に効果的であった
- e. 不良不適格業者を排除できた
- f. ダンピング受注の増加に歯止めをかけられた
- g. 下請けへのしわ寄せ防止
- h. 工事の品質向上が図られ、市民に質の高い公共物を提供できた
- i. 安全面や住民に配慮した施工管理がなされた
- j. 災害協定等、色々な面で協力が得られた
- k. 地域の建設業者の役割を適切に評価することが可能となった
- l. 工事業者の能力を適切に評価ができた
- m. 評価の客観性・統一性を確保ができた
- n. 企業の育成、技術力の向上につながった
- o. 業者の技術力向上に対する意欲が高くなった
- p. 請負業者がこれまで以上に誠実に工事に取り組む姿勢が見られるようになった
- q. 入札参加者が入札前に現場をよく見るようになった
- r. 監督員の増員や中間検査回数を増やすなど、監視監督体制が強化された
- s. 談合情報件数が減少した
- t. 苦情件数の減少した
- u. 効果なし
- v. 試行期間なし、総合評価未実施
- w. その他

図 2 総合評価の試行期間における導入効果 (複数回答)